

子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会《ニュース》

第3号
22年7月

発行：京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課
TEL：251-2380 FAX：251-2322

京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当
TEL：251-0456 FAX：222-2061

第3回 検討委員会を開催

7月20日に第3回検討委員会を開催。条例の素案づくりに向け、内容骨子案(下記参照)をもとに、積極的な意見が交わされました。今後も、フォーラムや市民公聴会で市民の皆様からいただく意見を踏まえ、さらに議論を重ねていく予定です。

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)に盛り込むべき内容骨子案

目的 「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を促進する方策等を定めることにより、この憲章の一層の普及と実践行動の推進を図る。

基本理念 憲章の普及と実践行動は、家庭・地域・学校・企業・行政など社会のあらゆる場で、保護者・地域住民・学校関係者・事業者・市の連携・協力により推進する。

憲章の実践方策(それぞれの責務と基本的施策)

(1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

・子どもの遊びと学び、生活・文化・自然・社会における体験の場と機会の提供

[主体] 保(以下、保護者)、地(地域住民)、学(学校関係者) [協力] 事(事業者)、市(京都市)

・子どもの命を脅かすものの撲滅の推進

(ア) 子どもの虐待 [主] 地、市 [協] 学

(イ) いじめ [主] 学 [協] 保、地

(ウ) 児童ポルノ、薬物乱用、性感染症 [主] 行政 [協] 学、地

(2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

・京都市市民憲章等の規範の実践 [主] 保、地、学

(3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

・喜びを感じながら子育てできることを目指す「親支援プログラム」等の推進

(ア) 機会と場の提供 [主] 地、学、事

(イ) 取組への積極的な参加 [主] 保及びその予定者

(ウ) 環境整備等 [主] 市

(4) 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

・家庭での早寝・早起き・朝ごはん等の規則正しい生活習慣の実践 [主] 保 [協] 地、学

・家族一緒での会話・家事・読書・体験活動等の推進 [主] 保 [協] 地、学

(5) 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

・地域での子どもの見守り活動の推進 [主] 地

・学校等を拠点として子ども、保護者、地域住民が交流し育ち合う体験の場の提供 [主] 学

・子どもと関わる地域住民の連携・協力団体への支援 [主] 事、市

・課題を抱えつつ孤立した子どもや保護者への支援 [主] 地、学、市

(6) 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために

・自然や環境にやさしいライフスタイルの実践・推進 [主] 保、地、学、事、市

・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(ア) 企業に対する啓発等 [主] 市

(イ) 仕事と生活を調和できる職場環境の整備 [主] 事 [協] 保、地

(ウ) 仕事と生活の調和のための子育て支援施策の推進 [主] 市 [協] 地

・携帯電話・インターネットの弊害、電子映像メディア依存、性・暴力等の有害情報・有害玩具等、子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境の改善

(a) 子どもに有害な(となる可能性のある)製品を提供しない [主] 事

(b) 子どもに有害な製品等についての使用ルールを決める [主] 保 [協] 学、地

(c) 広報啓発 [主] 市

=裏面へつづく=

その他

(1) 顕彰 憲章の優れた実践に取り組む個人・団体・企業等を表彰

(2) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の日

憲章推進の気運を醸成するため、毎年2月5日を憲章制定記念日、毎月〇〇日を憲章推進の日と定め、地域団体・企業・行政等で推進事業を実施

(3) 庁内推進体制の構築と市民会議の設置

憲章を一層推進するため、有効な本市の行政体制を構築するとともに、憲章の普及促進を担う市民会議を設置

上記内容骨子案についての検討委員会での主な意見

子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・虐待の背景には孤立や貧困の問題がある。
- ・貧困対策として子どもの医療費軽減等が必要。



子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

- ・当たり前の憲章が実践できていない現状をスタート地点に、大人の自覚を促すためにどうすればいいのか考えなければならない。

子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・子育てグループでは、我が子や自分のことを考える段階から、他の子やグループへの貢献を考える等まで育ち合う。

子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・早寝早起き朝ごはんを実践せよと謳っても、それをできない家庭を変える取組が必要。

子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

- ・子どもの登校時等の地域の見守り活動での声かけが、朝ごはんを食べていない子どもの家庭等への気づきにつながる。
- ・「子育てサロン」等の子育て中の親同士の仲間づくりや子どもの遊び場づくりへの担い手と場所・財源に対して、支援できるとよい。

子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために

- ・ノーテレビ・ノーゲームデー等は子どもを通して保護者に伝わるが、ケータイ・インターネット、児童ポルノ、薬物、夜間遊戯施設利用等には社会全体の決意表明・規制が必要。

憲章を実践する主体について

- ・市民が憲章を実践する主体であることを強調して、市や事業者等が支えるようにしたい。
- ・憲章実践の主体を市民とすると綺麗だが、役割や責任が漠然とするのでは。
- ・遊びを通して子どもを育成する児童館は学校関係者に入るのか。
- ・子育てグループは地域住民に入るのか。

憲章の普及策について

- ・市民が憲章を唱和する機会を増やせるとよい。
- ・京都ならではの体育振興会のように、市民憲章の振興会ができるとよい。
- ・条例を作って、憲章が知られて、行動を促せればよい。

委員長から

- ・今後、条例内容骨子素案に、具体化できる行動、実践方策を加えることを検討する。
- ・私たちのライフスタイルを考え直し、新しい公共のあり方をどう実現するかという問題でもある。

子どもを共に育む 京都市民憲章



社会のあらゆる場で実践し、
行動の輪を広げましょう！